

平成31年度福井県職員（学芸員）募集案内

1 受験資格【共通】

- (1) 学芸員資格 学芸員資格を有する者または平成32年3月31日までに資格取得見込みの者
- (2) 生年月日 次の各号のいずれかに該当する者
- ① 昭和50年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
 - ② 平成10年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または平成32年3月31日までに卒業見込みの者
- (3) 欠格事項 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
- ① 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2 職務内容、採用予定人員および受験資格【区分別】

県内の博物館等において、調査研究、展示、教育普及、資料収集、情報発信活動等に従事する学芸員の募集を行います。

採用予定人員 : 学芸員（歴史・民俗）1名、学芸員（陶芸）1名

採用予定日 : 平成32年4月1日

募集区分① 学芸員（歴史・民俗）

受験資格 : 学校教育法による大学（短期大学を除く。）または大学院で日本歴史学や民俗学に関連する専門課程を卒業（修了）した者または平成32年3月31日までに卒業（修了）見込みの者で、歴史や民俗に関する研究実績等を有する者

勤務地 : 歴史系博物館等に勤務

募集区分② 学芸員（陶芸）

受験資格 : 学校教育法による大学（短期大学を除く。）または大学院で美術・芸術学（特に陶芸）に関連する専門課程を卒業（修了）した者または平成32年3月31日までに卒業（修了）見込みの者で、陶芸に関する研究実績等を有する者

勤務地 : 陶芸館等に勤務

3 試験の方法

(1) 第1次試験

- ① 教養試験 公務員として必要な一般知識について筆記試験を行います。
- ② 適性検査 公務員として職務遂行上必要な素質および適性について検査を行います。
- ③ 専門試験 職務の遂行に必要な専門分野に関する学識、応用能力、理解力等を問う筆記・論述試験を行います。出題範囲については、次のとおりです。
 - ・学芸員（歴史・民俗）：博物館学、歴史学、民俗学
 - ・学芸員（陶芸）：博物館学、美術・工芸学（特に陶芸に関すること）
- ④ 書類審査 提出された研究概要、業績目録、研究論文等による書類審査を行います。

- (2) 第2次試験
面接試験 第1次試験合格者に対して、職務遂行能力等について面接を行います。
- (3) 第3次試験
面接試験 第2次試験合格者に対して、職務遂行能力等について人事委員会による面接を行います。

4 試験の日時および場所等

- (1) 第1次試験
- ①日 時 平成31年6月16日(日) 午前9時00分から午後4時30分まで
- ②場 所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 福井県立大学 共通講義棟
- ※ 当日は、午前8時50分までに試験会場にお越しください。
筆記用具、受験番号を記載した通知を持参してください。(適性検査で使用しますので、HBまたはBの鉛筆を数本ご用意ください。)
- (2) 第2次試験
日 時 平成31年7月中旬(詳細については、第1次試験合格者に通知します。)
- (3) 第3次試験
日 時 平成31年9月上旬(詳細については、第2次試験合格者に通知します。)

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験
- ①期 日 平成31年7月上旬(予定)
- ②方 法 合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第1次試験受験者全員に合否を郵便で通知します。
- (2) 第2次試験
- ①期 日 平成31年8月下旬(予定)
- ②方 法 合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第2次試験受験者全員に合否を郵便で通知します。
- (3) 第3次試験
- ①期 日 平成31年9月中旬(予定)
- ②方 法 合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第3次試験受験者全員に合否を郵便で通知します。

6 提出書類

- (1) 選考採用試験申込書(所定の様式) 1部
- (2) 大学卒業証明書または大学院修了証明書(在学中の者は在学証明書) 1部
- (3) 成績証明書(大学学部以上のすべて) 各1部
- (4) 論文等の業績目録(所定の様式)、研究論文(別刷またはコピーで5編以内)
無い場合は専門分野に関する研究内容や考え方を2000字以内でまとめたもの
なお、研究・活動実績がある場合はその研究・活動概要(所定の様式) 各1部
- (5) 学芸員資格を取得していることを証する書類の写しまたは取得見込証明書 1部
- ※ 提出書類に不備がある場合は、受験できません。

7 受付期間および受付時間

- (1) 受付期間 平成31年4月26日(金)から同年5月31日(金)まで(消印有効)
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土・日曜日は除きます。)
- ※ 郵送の場合は封筒の表に「募集申込(学芸員)」と朱書の上、必ず書留郵便にしてください。
また、5月31日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。(5月27日以降に郵送する場合は、必ず速達書留にしてください。)
- ※ 受付期間終了後、受験番号を記載した通知を送付します。なお、6月11日(火)までに通知が届かない場合には、お問い合わせください。

8 給与

- (1) 初任給 203,900円（平成31年4月現在。大学卒業者で研究職給料表適用の場合）
なお、職歴等のある方については、上記初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。
- (2) 諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例の規定に基づき、書面で開示（本開示）を請求することができるほか、次の手続きにより口頭で開示（簡易開示）を請求することもできます。

(1) 開示の内容等

| 口頭で開示を請求できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------------------|-------------|---------------|---|
| 当該採用試験に合格しなかった者本人 | 総合得点および総合順位 | 合否通知の到達日から1か月 | 福井市大手3丁目17-1 福井県総務部人事企画課 (福井県庁7階) |

(2) 口頭による開示請求の手続き

開示請求に当たっては、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は不可）が直接総務部人事企画課へお越しください。

ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付していません。

- ①運転免許証
- ②日本国旅券（パスポート）
- ③学生証
- ④各種健康保険の被保険者証
- ⑤各種年金手帳等

10 受験申し込みおよび問い合わせ先

募集区分① 学芸員（歴史・民俗）

福井県 観光営業部 文化振興課（福井県庁4階）

[住所] 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

[電話] 0776-20-0578（直通）

募集区分② 学芸員（陶芸）

福井県 産業労働部 地域産業・技術振興課（福井県庁4階）

[住所] 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

[電話] 0776-20-0368（直通）